

毎年5月3日は「憲法記念日」です。

憲法について考えてみましょう！

◆ 日本国憲法は、いつ施行されたのでしょうか？

日本国憲法は、1946年(昭和21年)11月3日に日本国憲法として公布され、その6か月後の翌年1947年(昭和22年)5月3日に施行されました。

国民の祝日である「憲法記念日」(5月3日)は日本国憲法の施行を記念する日と定められています。ちなみに「文化の日」は、11月3日ですが、「自由と平和を愛し、文化をすすめる日」として定められました。1946年11月3日に平和と文化を尊重する「日本国憲法」が公布されたことに由来しています。

◆ 日本国憲法の三原則とは？

①国民主権 ②基本的人権の尊重 ③戦争の放棄 です。

◆ 「国民主権」とは、国の意思を決定する権利が国民にあることを言います。

この主権が国民にあるということは、国の意思を国民が決定できる(実際には国民の代表者である政治家が決定をするという形ですが)ということです。日本国憲法よりも前の大日本帝国憲法では、この主権が天皇にあるとされていました。日本国憲法下で天皇は、象徴とされています

◆ 「基本的人権の尊重」に関する日本国憲法第13条で、「すべて国民は個人として尊重される。生命、(④自由)及び幸福追求に対する国民の権利については、(⑤公共の福祉)に反しない限り、立法その他国政の上で最大の尊重を必要とする」と規定しています。

◆ 「戦争の放棄」は第二次世界大戦で、戦争の悲惨さと残酷さを体験・反省し、憲法の前文及び第9条で宣言しています。更にこの目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は保持しない。国の交戦権も認めません。

◆ 日本国憲法は1947年(昭和22年)に施行されましたが、時代のなかで、新しい権利が憲法に規定することが望まれています。

例えば、大量の情報が政府・企業に収集され管理されています。一定の制約がありますが、国民の知る権利として情報公開制度が設けられるようになりました。一方、個人に関して収集された様々な情報が、本人の知らないところで利用・悪用される危険性があります。従ってプライバシーを保護する制度が必要ではないでしょうか。

皆さんもこの機会に憲法について関心を持ち、学習していただきたいと思います。

〔保健人権部〕